

定 款

定款の施行についての細則

社団法人 日本クレール射撃協会

社団法人 日本クレ射撃協会
定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本クレ射撃協会といい、英文では、Japan Clay Target Shooting Association（略称は、J C S A）という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都渋谷区神南 1 丁目 1 番地 1 号岸記念体育会館内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、我が国のクレ射撃界を統轄し、代表する団体としてクレ射撃の健全な普及及び振興を図り、もってスポーツマンシップを昂揚し、明るく正しい社会の発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 4 条 この定款で定めるクレ射撃とは、次に掲げる標的射撃競技をいう。

- (1) トラップ競技、スキート競技及びその他のクレ標的射撃競技用散弾銃を使用する射撃競技。
- (2) エア・ライフル銃及びライフル銃を使用するランニングターゲット射撃競技。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) クレ射撃の普及及び指導。
- (2) クレ射撃の全日本選手権大会及びその他の競技会の開催。
- (3) クレ射撃の国際競技会等への代表参加者の選定及び派遣。
- (4) クレ射撃に関する指導者及び審判員の養成並びにその資格の認定。
- (5) クレ射撃に関する施設、用具等の検定及び認定。
- (6) クレ射撃の競技力向上に関する事業。
- (7) 段級位の審査及び称号の授与。
- (8) クレ射撃に関する記録の公認。
- (9) クレ射撃に関する諸規則の制定。
- (10) 機関紙その他の刊行物の発行及び資料の収集と保存。

(11) 日本クレール射撃界を代表して、財団法人日本体育協会、財団法人日本オリンピック委員会及びクレール射撃競技に関する国際競技団体への加盟。

(12) その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 各都道府県におけるクレール射撃を統轄する団体。
- (2) 前号のほか、理事会及び総会において承認を受けた団体。

(加盟)

第7条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、理事会及び総会において、理事及び正会員各々の現在数の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(資格の喪失)

第8条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除 名

(脱 退)

第9条 加盟団体が脱退しようとするときは、その事由を付した脱退届けを提出し、理事会及び総会において、理事及び正会員各々の過半数の同意を得なければならない。

(除 名)

第10条 この法人の加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、この法人の目的に違反する行為のあったとき。

第11条 この定款に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

第4章 会 員

(会員の資格)

第12条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本定款第6条に規定する団体の代表者。
- (2) 普通会員 前項の団体の会員で、この法人の趣旨に賛同し、その目的達成に協力するもの。
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦されたもの。

(入 会)

第13条 この法人の会員になろうとする者は、次の手続きを経なければならない。

- (1) 正会員
 - (イ) 新たに正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
 - (ロ) 加盟団体の代表者の交替により正会員になろうとする者は、理事会に正会員変更の届出を行わなければならない。
- (2) 普通会員 正会員の推薦状を添え会長に入会申込書を提出し、理事会又は、入会手続きについて理事会より委任を受けた者の承認を得るものとする。
- (3) 名誉会員 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員の資格を得るものとする。

(入会金及び会費)

第14条 この法人の入会金及び会費は、別に定める。

- 2. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(入会金及び会費納入の免除)

第15条 次に掲げる場合は、入会金及び会費の納入を免除することができる。

- (1) 加盟団体の代表者が交替した場合の正会員入会金。
- (2) 名誉会員として入会した場合の入会金及び会費。

(資格の喪失)

第16条 会員は、次の事由によって資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産若しくは、準禁治産又は、破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡若しくは、失踪宣告を受け又は、所属団体が解散したとき。

- (4) 会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第17条 会員が退会しようとするときは、その事由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第18条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけたとき、又は、この法人の目的に違反する行為があったとき。

第5章 役 員

(役 員)

第19条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上20名以内（うち会長1名、副会長3名、専務理事1名、常務理事若干名）
- (2) 監 事 2名又は3名

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、次に掲げる各号のなかから、それぞれ各号に定める人数の範囲内で総会において選任し、理事の互選で会長、副会長、専務理事、常務理事を定める。

- (1) 理 事
 - (イ) 正会員 15名
 - (ロ) 学識経験者 5名
- (2) 監 事
 - (イ) 正会員 2名又は3名

(会長の職務)

第21条 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副会長の職務)

第22条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序でその職を代理し又は、職務を行う。

(専務理事の職務)

第23条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

2. 専務理事は、会長及び副会長が共に事故あるとき、又は、欠けたときは、その職務を代行する。

(常務理事、理事の職務)

第24条 常務理事、理事の職務を次のとおり定める。

- (1) 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事し、総会の議決した事項を議決し執行する。
- (2) 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属する事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は、業務の執行につき、不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は、文部大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は、総会を招集すること。

(役員任期)

第26条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は、増員により選任された役員任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第27条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第28条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第29条 この法人には、名誉会長1名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 名誉会長並びに顧問及び参与は総会の議決を経て、会長が委嘱する。
3. 名誉会長は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
4. 顧問は、この法人の運営に関わる重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応ずる。
5. 参与は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(総会の構成)

第30条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事及び監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の招集)

第31条 通常総会は、毎年度2回会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事現在数の3分の1以上、又は正会員現在数の5分の1以上から会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。また、監事が、本定款第25条第4項の規定に基づき総会の招集を請求したときも同様とする。
3. 総会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第32条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第33条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの。

(総会の定足数等)

第34条 総会は、正会員現在数の3分の2以上が出席しなければ会を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に特に定められた事項を除き、正会員である出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の構成及び審議)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、この定款に定めてある事項及び業務の執行に関する事項を審議決定する。

(理事会の招集等)

第36条 理事会は、毎年度2回以上会長が招集する。

2. 臨時理事会は、理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に開催しなければならない。また、会長が必要と認めるとき臨時理事会を開催することができる。
3. 理事会は、開催日より7日前までに会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会の定めるところによりこれを招集することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ会を開き、議決する

- ことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ、意志を表示した者、及び他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第39条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が署名、捺印の上、これを保存する。

第7章 専門委員会

(組織及び運営)

- 第40条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第41条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長、その他必要な職員を置く。
2. 事務局長及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 寄付金品
 - (6) その他の収入

(資産の種類)

- 第43条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産にすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制度)

第45条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は、運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第46条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に文部大臣に届出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第48条 この法人の収支決算は、会長が作成し財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後2ヶ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部若しくは、全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第49条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第50条 第45条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は、権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第53条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第54条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第55条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令によりこれらに変わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書簡

(10) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類及び第7項の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 従前日本クレール射撃協会に属した権利、義務の一切は、この法人が継承する。
2. この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、次のとおりとし、第16条の規定にかかわらず、任期は昭和54年3月31日までとする。

理 事 (会 長)	土 屋 伊 作
理 事 (副会長)	鈴 木 正以知
理 事 (副会長)	加 藤 博
理 事 (副会長)	井 口 哲次郎
理 事	石 川 巖
理 事	五十嵐 芳 三
理 事	石 下 年 安
理 事	大 平 孟
理 事	佐 藤 明
理 事	杉 本 弥一郎
理 事	塚 本 俊 重
理 事	中 塚 祐 敬
理 事	林 節 三
理 事	宮 崎 宏 一
理 事	白 光 弥
理 事	藤 田 幸 英
理 事	武 藤 大 吉
理 事	宮 崎 健 次
理 事	山 下 洋
理 事	渡 辺 安 彦
監 事	女 屋 一 雄
監 事	葛 城 隆 蔵
監 事	菊 田 久 男

3. 第8条第1項の規定にかかわらず、普通会员、一般の入会金は、昭和53年度に限り1,000円とする。

附 則

この定款は、平成2年3月13日から施行する。

この定款は、平成4年4月1日から改正施行する。

この定款は、平成5年4月1日から改正施行する。

この定款は、平成12年5月22日から改正施行する。

社団法人 日本クレー射撃協会
定款の施行についての細則

1. 定款第20条第1項及び第2項に基づく理事及び監事の選出方法と順序

- (1) 会長選考委員会を設け、会長候補学識経験者1名を選出する。なお、選考委員会委員の構成は、理事会の議決を経て別に定める。
- (2) 定款第20条第1項(イ)に基づく正会員15名の理事候補者を本細則第1項(6)のブロック選出理事配分に基づき、新任期開始前までにブロック単位で選出する。
- (3) 前項(1)及び(2)で選出された16名の理事候補者(会長候補学識経験者1名、ブロック理事候補者15名)は、新任期開始前の総会で承認を経るものとする。
- (4) 前項(3)で総会の承認を受けた会長は、会長指名学識経験者理事候補者4名を指名し、直ちに総会の承認を経るものとする。
- (5) 会長は、定款第20条に基づく副会長(3名以内)、専務理事(1名)、常務理事(6名以内)のそれぞれ候補者を理事の中から指名し、理事会の承認を経るものとする。
- (6) 前項(2)に基づき選出されるブロック別の理事配分数は、次のとおりとする。
 - ①本細則第7項(2)－(ロ)に基づき、役員改選期年度前の8月末日の本会登録会員数を理事ブロック数15で割り、ブロック理事1名あたりの基数を求める。
 - ②次に挙げる各ブロックの所属会員数を①の基数で割り、各ブロック毎の理事配分数を求める。なお、小数点以下は四捨五入する。
 - 北海道
 - 東北(青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島)
 - 北信越(新潟、富山、石川、福井、長野)
 - 関東(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨)
 - 東京
 - 東海(静岡、岐阜、三重、愛知)
 - 近畿(京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、滋賀)

- 中 国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
- 四 国（香川、愛媛、徳島、高知）
- 九 州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

③②で定めた理事配分数は、各ブロックの所属会員総数の増減に伴い固定されることとはなく、役員改選期毎に見直し再算出されるものとする。

(7) 定款第20条第2項による監事の選任については、前項(5)に基づき選出された会長が正会員のなかから2名又は、3名を指名し、総会の承認を経るものとする。

(8) 定款第20条に基づく理事及び監事は、役員就任時に70歳を超えてはならない。但し、定款第20条第1項(ロ)所定の学識経験者理事については、この限りではない。

2. 理事及び監事の補充

(1) 前項1の(1)に基づくブロック選出理事に欠員が生じた場合は、その欠員の補充の必要について当該ブロックが検討する。補充が必要と判断された場合は、当該ブロックが後任理事候補者を推薦し、総会の承認を経るものとする。

(2) 前項1の(2)に基づく学識経験者理事並びに(7)に基づく監事に欠員が生じた場合は、その欠員の補充の必要について総会で検討し、補充が必要と判断された場合は、総会で選任する。

なお、監事の補充選任については、定款第20条第2項に基づき正会員のなかから選出されなければならない。

3. 定款第24条に基づき、常務理事の職務分掌を次のとおり定める。

(1) 総務関係事項、競技関係事項、国体関係事項、検定関係事項、審査関係事項、資格審査関係事項、段級位審査関係事項、渉外関係事項、強化関係事項、広報関係事項、倫理関係事項をそれぞれ分掌する。

4. 理事、監事、正会員の国籍

理事、監事、正会員は、日本国籍を有する者とする。

5. 専門委員会

- (1) 定款第40条に基づき、総務委員会、競技委員会、国体委員会、検定委員会、審査委員会、資格審査委員会、段級位審査委員会、渉外委員会、強化委員会、広報委員会、倫理委員会の11の専門委員会をおく。
- (2) 各専門委員会には委員長1名、副委員長若干名、及び必要数の常任委員並びに委員をおく。
- (3) 委員長は、下記に基づき選出されるものとし、理事会の承認を経て会長が委嘱する。また、副委員長、常任委員及び委員は、委員長が指名し会長が委嘱する。
 - (イ) 委員長は理事のうちから会長が指名し、理事会の承認を経るものとする。また、各委員会委員長は常務理事に就任し、かつ兼務するものとする。
 - (ロ) 委員長は、必要により、本会会員又は、学識経験者のなかから副委員長若干名、常任委員及び委員を選出することができる。また、委員長は、必要により各地方協会長に対し、委員の推薦を要請することができる。
- (4) 専門委員会の委員長、副委員長、常任委員及び委員の任期はそれぞれ2年間とする。ただし、任期途中の交替による場合は前任者の任期とし、追加による場合は、他の委員の任期とする。

6. 専門委員会の業務

(1) 総務委員会

総務委員会は、次の事業並びに業務を行う。

- (イ) 本会各委員会の統括並びに役員の業務分担に関する事項
- (ロ) 総会、理事会等の開催に関する事項
- (ハ) 専門委員会に属さない会議に関する事項
- (ニ) 加盟地方協会に対する連絡業務
- (ホ) 本会会計に関する事項
- (ヘ) 事務局に関する事項
- (ト) その他、総務に関する事項
- (チ) (財)日本体育協会、(財)日本オリンピック委員会等関係団体との折衝
- (リ) 主管官庁との折衝

(2) 競技委員会

競技委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 各種競技大会の開催地、期日、予算等の立案、及び実施運営
- (ロ) 本部主催の海外派遣予選会、本部公式等の競技大会への競技役員の委嘱及び派遣
- (ハ) 競技大会における記録の公認
- (ニ) その他、競技に関する事項

(3) 検定委員会

検定委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 銃器の検定
- (ロ) 装弾の検定
- (ハ) クレー標的の検定
- (ニ) 射撃場の検定
- (ホ) クレー放出機の検定
- (ヘ) スコア・ボードの検定
- (ト) その他、検定に関する事項

(4) 審査委員会

審査委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 公認審判員に関する事項
- (ロ) 公認射撃場指導員に関する事項
- (ハ) 本部公式大会の審査団員の委嘱及び派遣
- (ニ) 競技規則集の編集、発行
- (ホ) その他、審査に関する事項

(5) 資格審査委員会

資格審査委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 登録会員資格審査に関する事業
- (ロ) 国際射撃連合、(財) 日本体育協会及び(財) 日本オリンピック委員会の指導に基づく、アマチュア関係規定の整備制定
- (ハ) その他、資格審査に関する事項

(6) 段級位審査委員会

段級位審査委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 本部公式大会、A級公式大会等における段級位審査
- (ロ) その他、段級位審査に関する事項

(7) 国体委員会

国体委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 国体への参加に関する事項
- (ロ) 国体における競技運営に関する事項
- (ハ) 国体競技役員及び運営役員の委嘱と派遣に関する事項
- (ニ) 国体開催準備に関する事項
- (ホ) その他、国体に関する事項

(8) 渉外委員会

渉外委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 警察庁を始めとする関係官庁との折衝
- (ロ) クレー射撃に関する国内外の情報収集
- (ハ) 来日クレー射撃関係者の対応
- (ニ) 各種国際連盟との交流に関する事項
- (ホ) その他、渉外業務に関する事項

(9) 強化委員会

強化委員会は、次の事業を行う。

- (イ) クレー射撃競技力向上のための調査研究及び技術指導に関する事項
- (ロ) 選手強化事業に関する情報の収集
- (ハ) 強化選手の選抜並びに、強化指導と育成
- (ニ) 国際大会派遣代表選手、役員・コーチの選抜及び派遣に関する事項
- (ホ) 強化指導事業に従事するコーチ、指導者の養成と養成機関への推薦
- (ヘ) 外国優秀コーチの招聘
- (ト) (財)日本体育協会及び(財)日本オリンピック委員会の選手強化関係機関への参画
- (チ) その他、選手の強化に関する事項

(10) 広報委員会

広報委員会は、次の事業を行う。

- (イ) ザ・シューターズの編集、発行
- (ロ) クレー射撃に関する広報及び啓蒙活動に関する事業
- (ハ) 広報に関する報道関係との折衝及び懇談
- (ニ) その他、広報に関する事業

(11) 倫理委員会

倫理委員会は、次の事業を行う。

- (イ) 本会会員に対する倫理意識啓蒙活動の実施
- (ロ) 本会及び加盟団体の綱紀粛正の実施状況についての調査
- (ハ) 倫理規定違反会員に関する事実調査
- (ニ) その他、倫理に関する事項

7. 会員の登録手続きについて

定款第13条及び14条、第17条の手続きについて、次のように定める。

(1) 入会手続きについて

入会を希望する者は、定款第13条に基づき、所定の入会申込書に記入の上、入会金を添えて本会会長宛、提出しなければならない。

(イ) この法人の入会金は次のとおりとする。

正会員	100,000円		
普通会員	一般	10,000円	学生 5,000円

(ロ) 所属協会について

入会を希望する者の所属都道府県は、特別な場合を除き居住地、或いは勤務地が属する都道府県とする。

なお、特別な理由により、居住地、勤務地に属さない都道府県より入会を希望する場合は、その理由を書面に記載し入会を希望する所属協会正会員の副申を添えて、資格審査委員会の承認を経なければならない。

(2) 継続手続きについて

新年度において、前年度より継続して会員登録しようとする者の手続きは、所属協会長が所定の書式により、年会費を添えて継続の会員登録手続きを本会会長宛行うものとする。

(イ) この法人の会費は、次のとおりとする。

正会員 年額 50,000円

普通会員 年額 一般 10,000円 学生 5,000円

(ロ) 継続手続きの期限について

新年度における会員の継続手続きについては、当該年度の8月末日までに行わなければならない。

(3) 移籍手続きについて

移籍を希望する会員は、従来所属していた協会長の承認並びに、移籍先の所属協会長の承認を経て、移籍理由を明記した移籍届を本会会長宛提出しなければならない。

(4) 氏名の変更について

会員が婚姻、或いは他の理由により氏名を変更した場合は、所属協会長が発行する旧氏名者と新氏名者が同一人物である旨の副申書を添付し、氏名変更届を本会会長宛提出しなければならない。

附 則

(1) 昭和56年6月19日施行

(2) 平成元年11月28日改正施行

(3) 平成5年5月21日改正施行

(4) 平成12年5月22日改正施行

(5) 平成12年9月29日改正施行

(6) 平成16年5月24日改正施行